

外国人留学生のための旅行アドバイス

米国外を旅行する時、再度米国に入国するには何が必要ですか？

- 1) 有効なパスポート
- 2) 有効なビザ (下部の automatic visa revalidation [自動ビザ再有効化] 参照)
- 3) I-94 カード
- 4) 有効な I-20 または DS-2019 と最近 (6 ヶ月以内を推奨) の旅行用署名
- 5) Registrar's Office (118 Anderson Hall) からの正式な成績証明書または在学証明書
- 6) 滞在のための金銭的支援を証明するもの

これに加えて、post-completion OPT であれば、有効な EAD と雇用証明を持っていない限りなりません。

米国内を旅行する時、何を持っていくべきですか？

すべての入国関連書類を持っていくことを推奨します。

海外を旅行する場合、ビザを更新する必要がありますか？

あなたの非移民ビザが期限切れの場合、automatic visa revalidation [自動ビザ延長] (下部参照) を利用しない限り、米国に再入国するには新しいビザを申請しなければなりません。ビザ更新申請で米国を離れる前に、ISSS の外国人留学生アドバイザーに相談して下さい。

automatic visa revalidation [自動ビザ再有効化] とは何ですか？

F または J 資格の学生とその扶養家族は、30 日以内の旅行であれば、メキシコ、カナダ、またはカリブ海付近の島 (キューバを除く) のみの旅行後、期限切れのビザで米国に再入国できます。付近の島々には、サンピエール、ミケロン、ドミニカ共和国、ハイチ、バミューダ、バハマ、バルバドス、ジャマイカ、ウィンドワード諸島、リーワード諸島、トリニダード、マルティニーク、そしてその他のカリブ海域内またはカリブ海沿いのイギリス、フランス、オランダの領土または保有地が含まれます。

適用できる人は...

- 1) 30 日を越えて米国を離れておらず、隣接する領土あるいは隣接の島のみ滞留していただければならない。
- 2) 現在の資格を維持し継続する意思がなければなりません。
- 3) パスポート条件から除外されていない限り、有効なパスポートを所持しなければなりません。(非移民ビザが押されている旧パスポートに換えて米国内で発行された新パスポートを持っている人は、旧パスポートを所持している場合にのみ自動ビザ延長の条件を満たすことができます。)
- 4) 現在の有効な I-94 を提示しなければなりません。(出国時に I-94 を渡さないこと。)
- 5) 期限が切れていない滞在承認を示し、旅行目的で留学生アドバイザーから署名をもらっている有効な I-20 (F ビザの場合) または有効な DS-2019 (J ビザの場合) を提示しなければなりません。

F または J 以外の分類で米国へ入国したけれども、後に F または J に資格を変更した人は、前述の条件を満たしていれば「自動延長とビザ変更」が可能です。

その他多くの非移民に分類される人もまた、メキシコとカナダへ 30 日以内で期限切れビザで旅行できます。詳細については、外国人留学生アドバイザーに相談して下さい。

適用できない人：

- 自動延長規則は、キューバ、イラン、スーダン、シリアを含む米国がテロ支援国家に指定する国の出身者には適用されません。
- メキシコ、カナダ、付近の島にいる間に新しいビザを申請する人は、ビザ自動延長を使って米国へ再入国できません。
- 米国で資格がない、あるいはビザが取り消されている人はこの恩恵を受けることはできません。
- 特別登録の対象となっている人。これに該当する人は出発の際、正式に米国から出国し I-94 カードを渡さなければなりません。
- メキシコあるいはキューバ以外のカリブ海の島の国籍を持つ人で、国籍を持つ国から米国へ再入国する場合、自動延長を使わないことを推奨します。
- 自動延長は、ビザ免除プログラムには適用されません。隣国または付近の島への出国後のビザ免除プログラム申請者の米国再入国は、8 CFR 217.3(b)の下で示されています。

メキシコまたはカナダで米国ビザを更新できますか？

メキシコまたはカナダでの米国ビザ更新を予定しているなら、まず ISSS のアドバイザーに相談して下さい。通常、ISSS は、身元と安全確認のための長期にわたる遅延とビザ却下の場合の複雑さのために、通常 ISSS は、第三国の国籍を持つ人がメキシコまたはカナダで米国ビザを申請することを勧めません。もしビザ申請が却下されれば、あなたは、米国へ再入国するための新しいビザを申請するために直接母国へ戻らなくてはなりません。

ビザ手続きに関するより詳しい説明は、しかるべきウェブサイトで見ることができます：

メキシコでの予約: <http://www.usembassy-mexico.gov/eng/edirectory.html>

カナダでの予約: <http://www.consular.canada.usembassy.gov/canada.asp>

他の国へ入国するのにビザが必要ですか？

あなたが国籍を持たない国へ旅行する、または通過する場合、その国へ入国するためにビザが必要となるかもしれません。以下の問い合わせ情報が、他国へ入国するのにビザが必要かどうか判断する助けになるかもしれません：

カナダ：

Consulate General of Canada
600 Renaissance Center, Suite 1100
Detroit, MI 48243-1798
Phone: (313) 567-2085
Fax: (313) 567-2125
<http://www.cic.gc.ca/english/visit/index.asp>

メキシコ：

Mexican Consulate in Kansas City
1600 Baltimore, Suite 100
Kansas City, MO 64108
Phone: (816)556-0800
Fax: (816)556-0900
<http://mexico.usembassy.gov/eng/evisas.html>

一般情報は、“Visas Section”にあります。注：カンザス市領事館のウェブサイトはありません。

米国内のその他の外国領事館：<http://www.state.gov/s/cpr/rls/fco/index.cfm?id=4194>

特別登録の対象ならば、米国を離れる際に知っておく必要があることはありますか？

入国地あるいは現地のDepartment of Homeland Security [国土安全保障省] (DHS, 旧INS)の事務所で特別登録を行なった学生は、米国を離れる際にDHSで登録を行なう必要があります。あなたは、指定された出国地での確認手続きに応じなければなりません。追加情報は、以下のとおりです：

<http://www.ice.gov/pi/specialregistration/index.htm?searchstring=walkaway%20AND>

旅行に関して他に知っておくべきことはありますか？

旅行用署名： あなたのI-20 またはDS-2019 をISSSへ持参して下さい。旅行用署名の所要時間は、24 時間ですので、前もって計画するようにお願いします。もしJ-1 学生でカンザス州立大があなたのプログラムスポンサーでない (DS-2019 の#2 に記載) 場合、旅行用署名をしてもらうためにDS-2019 をあなたのスポンサー (例： IIE, Fulbright, LASPAU)へ郵送する必要があります。

在学証明： The Registrar's Officeにこれを請求することができます。あなたが在籍しているすべての学期についてのフルタイム在学証明を請求することを忘れないようにして下さい。事前履修登録を行なっていれば、次の学期についてのフルタイム事前履修登録を請求することもできます。

その他の注意事項：

- 米国外へ5ヶ月以上いて、この期間カンザス州立大に在籍していない場合、米国へ再入国するための新しいビザが必要になるかもしれません。ISSS のアドバイザーに相談して下さい。
- 書類は、大使館、領事館、空港、米国入国地で精査されるため、長い待ち時間と手続きにも時間がかかることを予測しておいて下さい。入国地で追加質問のために連れて行かれても警戒しないこと。
- 旅行の際の注意事項があるかどうか判断するため、あなたの国の領事館へ問い合わせして下さい。
- 旅行アドバイスを確認するには、米国国務省のウェブサイトへアクセスして下さい：<http://travel.state.gov>
- 質問があれば、気軽に International Student and Scholar Services まで問い合わせして下さい。

International Student & Scholar Services
104 International Student Center, Kansas State University, Manhattan, KS 66506
Phone: 785.532.6448 Fax: 785.532.6607 Email: iss@ksu.edu Web: www.ksu.edu/iss